

キャリアアップ助成金：正社員化コース

キャリアアップ助成金は、パート社員や契約社員などの非正規労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するために、正社員化や人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して支給されるものです。

この助成金は8つのコースに分かれていますが、その中でも「正社員化コース」は利用実績 No.1 の助成金といっても良いでしょう。

「正社員化コース」は、パート社員等の有期契約労働者等を正規雇用労働者等（正社員や限定正社員等）に転換した場合に、以下の金額が支給される助成金です。

- (1)有期から正規の場合 57 万円、
- (2)有期から無期の場合 28.5 万円
- (3)無期から正規の場合 28.5 万円

ただし、1事業所あたり1事業年度の支給申請上限人数は 15 人までとなっています。

この助成金を受給するためのポイントは、以下の 3 点です。

- ★助成金を申請する事業所ごとに「キャリアアップ管理者」を選任する、
- ★3年以上5年未満の期間で有期契約労働者等のキャリアアップに向けた取り組みを行うための「キャリアアップ計画書」を作成する
- ★管轄労働局長に届出をして受給資格の認定を受ける

また、有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換するための制度ついて、就業規則や労働協約に規定をしておく必要があります。

なお、対象となる労働者についても、支給対象事業主に雇用される期間が 6 ヶ月以上必要といった要件がありますので注意が必要です。

その他にも転換区分ごとに定められた要件がありますので、詳細については厚生労働省のホームページ等で確認をして下さい。

キャリアアップ助成金は、来年度も大きな予算が確保されており、引き続き多くの事業所で活用されることが期待されています。

その一方で、すでに正規雇用労働者として雇用していた者を有期契約労働者であったかの

ような虚偽の申請をして、助成金を不正受給する事例なども見受けられます。

不正受給をすると厚生労働者や労働局のホームページ上で事業所名や代表者氏名を実名で

公表され、また悪質な場合には刑事告発をされることもあります。

助成金は雇用の安定や職場環境の改善、従業員の能力向上などを目的に支給されるものです。

制度の趣旨を理解して、正しく助成金を活用していただきたいものです。